

# 監 査 報 告 書

令和6年5月31日

学校法人文理佐藤学園  
理事会・評議員会 御中

監事 青木二郎 (押印略)

監事 舛川博昭 (押印略)

私たちは、学校法人文理佐藤学園（以下「学園」という。）の監事として、私立学校法第37条第3項、学園寄附行為第23条第1項及び学園監事監査規程の定めに基づき、学園の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）における業務及び財産の状況について監査を行いました。

## 【監査の概要】

監査に当たっては、期首に監査計画を策定し、それに基づいて重要な会議への出席、実地監査（往査）、書面監査、他の監査機関との連携等を行いました。詳細は次のとおりです。

- (1) 重要な会議への出席としては、理事会、評議員会、企画財務委員会、人事委員会などの重要な会議に全て出席し、学園の運営及び管理の状況を監査し必要に応じて意見を述べています。これらの理事会、評議員会及び各種委員会は、それぞれの運営管理規程に基づいて、適切な手続と内容のある審議を行っていることが認められました。
- (2) 実地監査としては、小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校に出向いて、学長、学校長、事務（局）長など各部門の幹部の方々から、「財務健全化のための施策及び周辺会計の管理・運営状況の監査」のテーマの下、各部門の運営管理状況及び課題について事情聴取を行いました。その結果、各部門の周辺会計の運営管理状況は適切に行われていることが確認されました。各部門の課題の中心は、本年度も、学生、生徒、児童の入学者の確保、増大ということで、各部門が工夫をこらして確保、増大に努力していることが認められました。
- (3) 財産状況の監査としては、監査人から説明を受けたほか、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び付属明細表）、財産目録及び事業報告書の検討など必要と思われる書面監査を実施しました。
- (4) 他の監査機関との連携としては、監査人と会合を持ち、情報や意見の交換を行いました。

## 【監査の結果】

- (1) 監査の結果、私たちは、学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類及び財産目録は会計帳簿の記載と合致し、学園の収支及び財産の状況を正しく示しており、学園の業務及び財産の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。
- (2) 今期も厳しい決算となっています。財務健全化に向け新しい給与体系及び人事評価制度の早期導入を切望します。

以上